

九重町ふるさと館の指定管理者の指定について（経過）

九重町ふるさと館の指定管理者について、九重町指定管理者選定委員会の選定結果に基づいて指定管理候補者を決定し、九重町議会の議決を経て、下記のとおり指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

記

1. 指定管理者に指定した団体及び指定の期間

■ 九重町ふるさと館

指定管理者に指定した団体： 九重ふるさと館活性化協議会

指定期間： 令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）

2. 指定管理者の指定までの経過

- 令和2年 1月17日 第2回指定管理者選定委員会
 - ◎ 公募に係る募集要項（案）、審査基準（案）、スケジュール（案）等の審議
- 令和2年 1月20日 公募に係る指定管理者募集の告示（町掲示板、町ホームページ）
- 令和2年 2月 3日～ 2月19日 申請書受付期間（1者より申請）
- 令和2年 2月26日 第2回指定管理者検討委員会
 - ◎ 資格審査
 - ・九重町ふるさと館（1者申請） ※審査結果：応募資格有り
- 令和2年 2月26日 第3回九重町指定管理者選定委員会
 - ◎ 申請者に係る書類審査
 - ◎ ヒアリング審査、指定管理候補者の選定
 - ・九重町ふるさと館の指定管理候補者 ⇒ 九重ふるさと館活性化協議会
 - 指定管理期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日まで（4年）
- 令和2年 2月27日 指定管理候補者を決定
 - ◎ 指定管理候補者 ⇒ 九重ふるさと館活性化協議会
 - 指定管理期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日まで（4年）
- 令和2年 2月19日 令和2年第1回九重町議会定例会
 - 指定管理者を指定する議案の審議・議決
 - ◎ ふるさと館指定管理者 ⇒ 九重ふるさと館活性化協議会を指定
 - 指定管理期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日まで（4年）

3. 指定管理者選定委員会による指定管理候補者の選定

(1) 九重町指定管理者選定委員会

- 委員長 小田 詰志（九重町区長会 会長）
- 副委員長 原田 敏雄（税理士 原田敏雄税理士事務所）
- 委員 水口 良子（町民が考える九重町づくり会議）
- 委員 竹尾 悦子（九重町女性会議 会長）
- 〃 武石 勝巳（九重町会計管理者兼税務課 課長）

(2) 選定審査報告

九重町ふるさと館の指定管理者について公募（令和2年1月20日公告）を行い、応募受付期限（令和2年2月19日）までに1者の応募がありました。指定管理者検討委員会（令和2年2月26日）

で資格審査を行った結果、応募資格を満たしていることから、第2回指定管理者選定委員会（令和2年2月26日）で書類審査、ヒアリング審査を実施しました。

応募者については現行指定管理者である1者（九重ふるさと館活性化協議会）の応募であったため、採点を行わずにヒアリングのみを実施し協議した結果、審査内容及びこれまでの管理運営実績、今後、事業を行うにあたって前向きな姿勢が見られたこと等を勘案して同者を指定管理者として適切であると認め、九重ふるさと館活性化協議会を指定管理候補者に選定しました。

※「選定審査講評」は別紙のとおり

（3）選定基準及び審査項目

◎ 選定基準

<九重町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第4条第1項に定める選定基準>

- （1）事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- （2）事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、町長等が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項